

「Dr.コトー診療所オープンセット」管理運営に関する協定に係る仕様書

Dr.コトー診療所オープンセットの指定管理者が行う業務及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、与那国町の公の施設の管理に関する基本条例（以下、本条例という。）に基づき、Dr.コトー診療所オープンセット（以下、オープンセットという。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める。

2. Dr.コトー診療所オープンセットの管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、オープンセットを管理運営するに当たり、次の各号に沿って管理運営を行う。

(1) 沖縄県の管理する海岸内に設置された公共施設であることから、指定管理者の利潤とならないよう管理運営を行うこと。

(2) 観光情報の発信及び地域住民とのふれあい、少子高齢化の対応及び安心・安全の実現、観光産業の発展による地域振興の推進、その他ニーズの多様化に沿った総合的な施設理念に基づき管理運営を行うこと。

(3) 特定の個人や団体及びグループのオープンセットの利用に対して、有利又は不利になるような取り扱いをしないこと。

(4) 効率的、効果的な管理運営を行い、入館者数の増加に努めること。

(5) 個人情報の適切な管理を行うこと。

(6) 観光客や地域利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。

3. 施設の概要

(1) 名称：Dr.コトー診療所オープンセット

(2) 位置：与那国町字与那国3027番地1

(3) 構造：鉄筋コンクリート造 平家建

(4) 延べ床面積：119.22 m²

4. 管理施設（延床面積）

A=119.22 m²

構築物：119.22 m²

5. 開設時間

午前9時から午後6時まで

6. 協定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

7. 法令等の順守

オープンセットの管理に当たっては、本仕様書のほか次の各号に掲げる法令等に基づかなければならない

- (1) 地方自治法
- (2) 与那国町の公の施設の管理に関する基本条例
- (3) その他関連法令、条例等

8. 指定管理者の業務

オープンセットの管理運営には、次の各号の業務を遂行できるようにすること。

- (1) 設置目的を達成する業務
- (2) オープンセットの利用許可等に関する業務
- (3) オープンセットの附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 外構及び周辺地域の景観維持等に関する業務
- (5) 指定管理者が管理上必要と認める業務

9. 本物件の管理について

指定管理者は、少なくとも週に1回は、オープンセットに異常が生じていないか、見回って確認するものとする。

2 指定管理者は、必ずしも通常の建物として必要な安全性を備えていないこと、特に本物件の屋上部分の一部の強度が不十分であること、及び屋上に至る階段が危険であることを理解し、オープンセットの管理に関して細心の注意を払うこと。

10. 管理運営経費について

オープンセットの管理運営経費は、その他の収入による独立採算を基本とする。

(1) 収入について

ア 利用料金は、指定管理者の収入とすること。

イ 指定管理者の企画による販売その他の事業収入は、指定管理者の収入とすること。

(2) 支出について

ア オープンセットの管理運営に必要なすべての経費は、利用料金、その他の収入を持って充てること。

イ 指定管理者は、会計年度終了後3ヶ月以内に利用状況や決算状況など、管理運営に係る事業の報告を行うこと。

ウ 与那国町は、必要に応じて管理運営の検査を行う事ができる。

(3) 会計処理について

ア 非営利であることが明確にわかる会計処理を行うこと。

1 1. 月報について

翌月の5日までに次の報告を行う。

(1) 利用状況等の報告

1 2. 物品等の帰属

指定管理者は与那国町の所有に属する備品については、台帳により管理しなければならない。

1 3. 情報管理

指定管理者は業務の全部若しくは一部に従事する者は、業務の実施に当たって知り得た情報を外部へ漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、協定期間が満了し、又は協定を取り消され、若しくは指定管理者の職員が職務を退いた後においても同様とする。

3 指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に準拠し、業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 指定管理者は、業務の実施に伴って作成、取得又は保有した文書（以下「文書」という。）については、公開に努めなければならない。

5 指定管理者は、前項の文書に係る情報公開の請求があった場合は、与那国町と協議し必要な措置を講ずるものとする。

6 指定管理者は、第4項の文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、5年間以上保存しなければならない。

1 4. その他

その他この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、与那国町と協議し決定した事項に関しては書面を作成、保存すること。

以上